

平成27年度

事業計画

平成27年 4月 1日から
平成28年 3月31日まで

公益社団法人 徳島県環境技術センター

平成27年度 事業計画書

(平成27年4月1日～平成28年3月31日まで)

昨年度は、安倍政権による景気刺激策と円安・原油安を背景に、都市部や大企業を中心に景気が回復基調となりました。一方、徳島県に於いては『地方創生』・『地方を元気に』の声は大きく響くものの、まだまだその恩恵にあずかれず、私共浄化槽業界だけでなく、県内の多くの業種・地域で景気の低迷は続いており、人口の減少と相まって、県・市町村の財政は逼迫しております。また、南海・東南海地震の発生確率も年々増しており、その対策も急務となっています。

浄化槽はそのような社会情勢の中にあって、最も真価を発揮することができる污水处理施設であることから、当法人は、浄化槽が財政負担が少なく投資効果の発現が早い、しかも地震に強いなど、当県において今一番必要な社会インフラであることを県民に積極的にアピールすると共に、市町村設置型浄化槽や維持管理一括契約制度など、あらゆる方策を駆使して、浄化槽のさらなる普及と適正な維持管理を確保できるシステムの確立を目指します。

具体的には、今なお12万基余りが残されている単独処理浄化槽、および汲み取りトイレ約5万基、併せて17万基に及ぶ雑排水未処理施設を、市町村設置型浄化槽の導入によって、合併処理浄化槽への転換を進めて参ります。なお推進にあたっては、今年から三好市で開始されるPFI方式が、市町村への負担が少なく、整備スピードも速いことから、当該方式による市町村設置型導入を提案し、複数の市町村に於いて事業採択を目指します。

また、維持管理一括契約に関しましては、新規設置者を対象とする標準契約制度が4年目に入ることから、契約の履行状況や課題を改めて検証し、改善に努め、制度の適正な運用と定着化を図ると共に、地域ごとの維持管理協議会についても、業界内の連携・協力体制をより一層強化するなど、その設立に向けて懸命に取り組めます。

一方、浄化槽の適正な設置と維持管理を確保するためには、無資格者や名義貸しの排除、手抜き業務の撲滅等が不可欠であり、その対策として施工に関しては、『特別認定設備士証』や『PC底板』の活用を積極的に推進するとともに、維持管理面では、昨年度から開始している単独処理浄化槽を対象とした特別認定管理士制度を推進し、資格者・技術者のレベルアップと優良業者の差別化を図ります。

さらに、資格者に対しては、このところ技術革新がめざましい浄化槽（污水处理技術）に対応するため、昨年度に引き続き、高度な知識と技能を習得するための講習会・研修会を積極的に開催いたします。また、高齢化が進んでいる業界の実態に鑑み、若年層の資格者を増やすための方策として、資格取得のための『浄化槽管理士講習会』、及び『浄化槽技術管理者講習会』、並びに本年度初めてとなる『浄化槽設備士試験対策講習会』を開催致します。

〈事業計画〉

1 浄化槽による公共用水域の水質保全事業（公益目的事業1）

(1) 浄化槽法第7条及び第11条に規定する浄化槽の検査に関する事業（公1検査）

1) 県民の生活環境及び公衆衛生の向上に寄与することを目的として、浄化槽法第7条及び第11条に基づき水質に関する検査を実施する。

平成26年度は、維持管理協議会の設立に最優先で取り組んだため、認定管理士による一次検査数が伸び悩み、また、受検督促の効果も低調であったため、計画数に届かなかった。

よって、今年度は、行政並びに指定事業所の協力を得て、特別認定管理士による一次検査（採水検査）を大きく進捗させることにより、受検数、受検率を共に向上させることとし、前年度実績プラス4,000基の86,000基（受検率57.5%）を計画数とした。

なお、新たに設置する事業企画推進室により、地域専任制の導入などを含め、検査の実施方法や人員配置等を根本的に見直し、より効率的且つ効果的な法定検査の実現を目指す。

《検査予定数》

区 分	予 定 数	備 考
7条検査	2,500基	受検率100%
11条検査	※83,500基	受検率57.5%
合 計	86,000基	

※特別認定管理士による一次検査3,000基を含む

2) 浄化槽法定検査の受検指導に関する事業

①浄化槽設置者間の不公平を是正するため、未受検者に対し、粘り強く検査の必要性を説明する。具体的には次のような方法で受検勧奨を行う。

- ・検査員及びテレホンアポインターによる電話受検指導の強化
- ・検査機関の督促通知方法を見直し、より効果的な指導方法を検討する
- ・管理者不明施設の再調査を行い、通知未達・連絡不通を無くす。
- ・違法（無届）浄化槽に対する届出指導及び受検指導
- ・大規模浄化槽、又は複数の施設を所有する事業者等を対象に、県水環境課と連携して、個別訪問指導等により受検指導の強化を図る。

②県が推進する標準契約や一括契約協議会等により、適正な維持管理を担保しつつ、法定検査の受検が継続するシステムの普及を図る。

なお、27年度は、協議会地域以外の既存浄化槽についても、維持管理一括契約を推進し、保守点検・清掃の各業界と検査機関が連携して、維持管理の徹底を図る。

③特に受検率が低く、適正な維持管理がなされていない可能性が高い単独処理浄化槽に対し、民間車検場と同様の機能を持つ特別認定管理士制度を広く周知すると共に、積極的に推進・活用することにより、従来の受検勧奨とは異なる方法で既存単独槽へのアプローチを行い、受検率の向上を図る。

- ④法定検査結果の信頼性、公平性、透明性を確保するため、県と検査機関の実務者で構成する『法定検査検討会』に参加し、法定検査の判断基準、改善指導方法等について十分に検討を行う。年2回以上実施し、未受検者への指導方法等の詳細を協議する。
- ⑤施工上の不備等を早い段階で発見し、早期改善を図ることにより、7条検査での不適正率（数）を減少させると共に、適正な施工を啓発・普及するため、市町村の委託事業の事前確認検査、竣工審査等を実施する。
- ⑥不良浄化槽の排除及び浄化槽の性能向上を目的として、（公財）日本環境整備教育センターの委託を受け、浄化槽が実際に使用されている状態で、所期の性能が発揮されているかを詳細に調査（実地調査）、7条検査結果の情報と併せてそのデータや得られた知見を浄化槽メーカーにフィードバックするシステムを構築し、製品の改善と機能の向上を図る。
- ⑦検査員の専門知識の習得と技術力の向上を目的として、全国浄化槽技術研究集会、四国地区検査員研修会、その他各種講習会・研修会等に参加し、人材育成を図る。

（2）検査台帳の整備、データ管理事業（公1台帳整備）

- 1）設置後のトラブルを未然に防止するため、設置に関する事前相談及び法令で定められた手続きに関する指導・助言を行う。
- 2）適確な指導や迅速な苦情処理を行うため、調査専門職員を配置し、適宜現地調査を実施し、下水道接続による廃止や持ち主変更などの浄化槽データ更新を常に行い、収集した情報を適切に管理し整備する。
なお、調査が完了し、廃止または休止等、施設を使用していないことが明らかな施設については、検査対象数から除外し、別途適切に管理する。
- 3）施工業者及び保守点検業者の協力を得て、使用開始報告書提出の徹底を図る。
- 4）行政の建築部局及び確認検査機関の協力を得て、使用開始時期を確実に把握する手法を確立する。

（3）不適正浄化槽の改善確認、水質改善の調査研究（公1改善指導）

- 1）不適正浄化槽について早期の機能回復を図るため、漏水や破損、勾配不良等、工事・構造上の不備が適正に改善されているか追跡調査を行うと共に、未改善施設については、翌年度の検査時に、改善方法に関する指導・助言等が的確に実施出来るよう、具体的な改善手法について検討する。
- 2）地域の水質保全を図るため、BOD超過等放流水質悪化施設については、機能評価検査を実施し水質悪化原因を究明、改善策を提示する。また必要に応じて、現場施設での水質改善実験等を行い、その原因を除去あるいは緩和する方策を調査・研究する。

（4）浄化槽の機能保証制度に関する事業（公1保証）

- 1）浄化槽に対する県民の信頼、並びに安全安心を確保し、かつ原因者が修復できない

又は原因者が特定出来ない場合に、早期に浄化槽の改善を確保、公共用水域の水質保全を図るため、設置者に浄化槽機能保証制度の周知を図り、活用してもらうよう積極的にこの制度のPRを行う。また、設置者に認識をもってもらふ措置として、従来の保証書に加え、保証シールを作成、発行する。

27年度の浄化槽機能保証登録予定基数は2,000基とする。

(5) 浄化槽の適正施工・維持管理の啓発・相談等（公1啓発）

- 1) 浄化槽の適正な施工及び維持管理に関する普及啓発を図るため、環境月間に合わせ、広報パレード等を実施する。
- 2) 環境フェア、または浄化槽月間のイベントに参加し、パンフレットの配布、アンケート、相談コーナーの設置を通じて適正な維持管理等の啓発を実施する。
- 3) 設置者と直接話をする機会が多い、保守点検事業者（浄化槽管理士）を通じ、維持管理一括契約のメリット等についてパンフレットの配布等により啓発を行う。
- 4) お客様相談窓口を設置し、一般住民からの浄化槽に関する様々な質問、苦情やトラブル等の相談に専門知識を持つ検査員等の職員が随時電話や電子メールで対応する。

(6) 浄化槽に関する講習会・研修会の開催（公1講習会）

- 1) 浄化槽に関する正しい知識の普及を図るため、新規設置者を対象とした浄化槽教室を開催する。なお、参加者には、点検記録保存用ファイルやリーフレット等を配布し維持管理の重要性を周知する。
- 2) 適正な施工及び維持管理を確保するため、各種専門機関や先進地等から講師を招き浄化槽関係の技術者（資格者）を対象とした専門技術に関する講習会・研修会を開催する。
- 3) 処理方式や機能がメーカーごとに大きく異なることから、トラブルを未然に防ぎ、処理機能を100%発揮させることを目的に、メーカー講習会を開催する
- 4) 保守点検記録票・清掃記録票が標準化されたが、未記入や記載内容に不備が認められることから、実際の現場作業や水質測定・記入方法等について、講習会を開催する。
- 5) 浄化槽の現状や事例の報告、情報提供等を目的に、市町村等行政担当者、一般住民等を対象とした浄化槽説明会等を開催する。

(7) 浄化槽に関する情報の収集、情報誌の発行事業（公1情報収集）

- 1) 浄化槽に関するデータや最新情報、法律改正など行政の動向など必要な情報を提供するため、毎月1回情報誌「みどり」を発行する。
- 2) 法定検査結果の分析や統計処理を行い、HPで公表すると共に、浄化槽に関する課題や問題点に対する改善策等を提案する。
- 3) ホームページを通じて広く一般県民に対し、法人の組織や活動状況のPRを行うと

共に、浄化槽の大切な役割、メリット等について啓発を行う。

- 4) 標準契約の対象規模拡大に伴い、清掃料金算出のための基礎資料として、各機種ごとの容量一覧を作成、清掃業者に配布する。

(8) 地域の水環境保全のため、浄化槽の普及を図る事業 (公1 普及促進)

- 1) 未処理の雑排水による公共用水域の水質悪化を防止するため、県内市町村に対して、合併処理浄化槽の面的な整備が可能な市町村設置型浄化槽の制度導入を推進するため県下の市町村長に対して要望活動を実施する。
- 2) 公共用水域の汚濁防止を目的として、汲み取りトイレ又は単独浄化槽を使用する一般住民に対して、新聞・HPへの掲載・パンフレットの配布等を通じて、合併処理浄化槽への転換を推進する。(徳島市からの委託含む)

(9) その他地域の水環境保全、公衆衛生の意識高揚を図るための事業 (公1 水質保全)

- 1) 環境保全の意識高揚を図り、美しい水環境を後世へ引き継ぐため、河川敷等水際の清掃・美化活動や河川上流部に広葉樹木の植樹を行うなどのボランティア活動を実施する。上勝町の植樹活動・津田公園のパークアドプト実施
- 2) 浴場やプール等の水質検査の結果、公衆衛生上問題が生じる可能性があると考えられる場合等には、その再検査費用の一部を補助し、検査機会を増やすことによって公衆衛生の意識高揚を図る。
- 3) 環境教育の一環として、児童・生徒を対象とした、環境教室・出前講座など、子供向けの啓発事業を実施する。
- 4) 水環境に係る地域に密着した環づくり会議への参加および各種ボランティア活動等に積極的に参加・協力する

2 計量証明事業 (収益事業1)

(1) 計量証明事業及び建築物飲料水水質検査事業

- 1) 一般住民又は事業所、浄化槽保守点検業者等からの依頼により水中及び土壌中の物質の濃度を測定し、計量法第107条の規程による計量証明書を発行するなど計量証明事業を実施する。
- 2) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第4号の規程による飲料水の水質検査を実施する。
- 3) 上記2事業に関し、新規顧客開拓に努めると共に、水質分析体制と計測・検査機器の整備拡充を図り、精度管理を徹底する。

3 受託講習会及び業務効率化支援並びに各種用紙・物品販売事業 (収益事業2)

(1) 浄化槽関係技術者の育成と技術向上に関する事業

1) 浄化槽関係の資格者の高齢化が進んでいるため、徳島県に於いて若い世代の資格者を養成する。

①浄化槽管理士講習会並びに浄化槽技術管理者講習会を開催する。

②浄化槽設備士試験に合格するための受験対策講習会を開催する。

2) 有資格者（浄化槽管理士・設備士）を対象に技術の向上を目的として講習会を開催する。

(2) 浄化槽関係業者の事業の適正化及び効率化等を支援する事業

1) 浄化槽関係業者の業務の効率化や迅速性・正確性・継続性の向上、情報漏洩の防止等を目的として、会員企業等が持つ顧客のデータベース化を推進し、検査機関又は業者間での連絡・報告・照会等、相互の情報交換を電子化することを支援する。

①パソコンや業務ソフトの共同購入や開発、あるいはパソコンの実務講習会の開催等を実施する。

②『特別認定設備士証』等、資格者証を発行し、資格者の地位向上と差別化を図る

③契約済みステッカー等の貼付などにより、値下げを目的とした契約変更が容易に出不きないような仕組みを作る

2) 保守点検業務の効率化・適正化を目的として、保守点検事業者の組織化（事業協同組合の設立等）を支援する

(3) 汚水処理施設の管理及び技術指導に関する事業

1) 下水道終末処理場、コミュニティプラント、あるいは、し尿処理施設等の汚水処理施設は、処理原理や構造・仕組みがほぼ浄化槽と同じであることから、下水処理場等公的施設で実際に運転管理を行っている研修機関等に於いて高度な汚水処理技術を習得し、その技術・知見・情報等、維持管理に係るノウハウを会員事業所に引き継ぐことにより、県内業界のレベルアップを図る。

(4) その他前各号に関連する事業

①浄化槽管理士、浄化槽設備士国家試験の申請用紙、浄化槽管理士講習、浄化槽設備士講習の申請用紙、浄化槽工事業登録（届出）申請書および浄化槽工事業登録（届出済）票、浄化槽設置届出書、維持管理標準契約書のほか、新たに要綱により規程された保守点検記録票、清掃記録票等の各種用紙等を印刷・販売する。

②関係法令等の周知を図るため、浄化槽取扱要綱等関係法令集、汚水量算定要領等の編集・発行（配布又は販売）を行う。

③会員企業等に対して、浄化槽用P C底板の活用を積極的に推進すると共に、特別認定管理士が使用する機材・資材、測定機器等を会員特別価格にて販売する。

④その他、浄化槽の施工・保守点検・清掃の業務を行う上で、効率的且つ利便性の高い資材・物品等の企画・製造・販売を行う。

4 管理部門

(1) 法人運営に関する事業

1) 会員

景気低迷により、浄化槽の新規設置数が減少し、それに伴う会員の退会増など、法人経営が厳しい状況のなか、運営に必要な財源を確保するため、次の事業を行い、組織の基盤強化を図る。

- ①会員の入会促進を図り、会員活動を充実させる。
- ②上部団体との連携強化を図り、維持管理補助金の創設などの要望をする。
- ③全浄連ニュース等各種最新情報を提供する。
- ④浄化槽設備士会、浄化槽管理士会と連携し、無資格者による設置工事及び保守点検業務の排除を検討、資格者の地位向上を図る。

2) 業務執行体制の整備と強化

- ①定期社員総会及び定期理事会（年3～4回）を開催する。また必要に応じ臨時社員総会及び臨時理事会を開催する。
- ②理事会に提出すべき議案、その他重要な職務執行に関する事項を協議・検討するため必要に応じて常任理事会を開催する。
- ③『環境広報』・『施工技術』・『保守点検・清掃』の各委員会、並びに『浄化槽普及促進部会』を、それぞれ年3回程度開催し、課題や対策を協議する。
- ④特別認定管理士制度の開始に伴い『指定事業所会』・『特別認定管理士会』を新たに立ち上げ、制度の問題点や課題についての協議、情報交換やレベルアップのための研修等を実施する。
- ⑤業界間の調整を行い、標準契約の円滑な履行等を図るため、上記委員会・部会の合同会議を開催し、連携・協力体制を構築する。
- ⑥事業報告並びに決算に関して、監査を実施する。また必要に応じて中間監査等を実施する。

3) 職員教育等

- ①管理者研修として、経営コンサルタント・社員研修会社等から講師を招き、管理者として必要な能力の向上を図る
- ②職場環境の改善対策として、産業保険推進センター等から講師を招き、メンタルヘルスや腰痛予防等について学習する
- ③警察や保険会社等から講師を招き、交通安全研修を実施する。
- ④職員に個人情報保護法および関係法令に関する研修を行い、コンプライアンス意識の徹底を図る

3) 支所の業務の状況

設置届出関係書類の受付以外の業務等、支所の活用方法を検討するなど、支所の存続について協議する。27年度の勤務体制は別表1のとおりである。

4) その他

- ①被災時の復旧支援

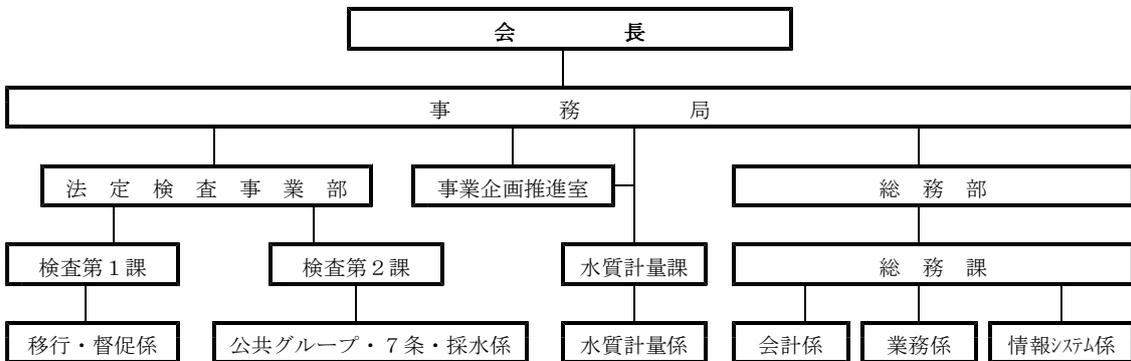
今後発生が予想される、南海・東南海地震等に備え、災害時における浄化槽の緊急点検・復旧等に係る体制を整備すると共に、引き続き大規模災害時の支援協定を県下の市町村と締結する。また、締結済の市町村に対しては、復旧支援協定に基づき、災害支援体制マニュアルを配布し、支援体制の整備・強化を図る。

②BCP研究部会での研修結果を踏まえ、被災時のリスクの評価及び対応につき、当法人のBCP（事業継続計画）を今年度内に策定するとともに、被災時の対応マニュアルを作成、避難訓練等も実施する。

5) その他当法人の目的を達成するための事業

①前記事業の他当法人の目的を達成するために必要な事業を実施する。

6) 事務事業の執行体制



【別表1】

支所の勤務体制

管轄	支所名	受付時間	担当	備考
東部保健福祉局	徳島	AM 8:30 ~ PM 5:30	2人	
	鳴門			
	阿北	AM 9:10 ~ PM 4:00	1人	但し水曜日のみ AM9:10 ~ 12:00
	小松島	AM 8:30 ~ PM 5:00	1人	食品衛生協会へ委託
県南民部局	阿南	AM 8:30 ~ PM 5:30	1人	
	海部	廃止	0人	平成27年度からは阿南で受付
県西民部局	美馬	AM 9:00 ~ PM 4:00	1人	
	三好	AM 10:00 ~ PM 3:00	1人	但し 火・木・金